

新旧対照表（抄）

○ 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月中央区条例第三号）（第一条関係）

新	旧
附 則 （中央区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置） 第三条（略） 2（略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第八条の二に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 施行日において現に旧実施機関の職員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号の派遣労働者であつて、旧実施機関が所掌する事務事業に従事するもの又は従事していたものを含む。以下この号において同じ。）である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者 二 第一項第二号に掲げる者 三 施行日において現に指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又は施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者	附 則 （中央区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置） 第三条（略） 2（略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第八条の二に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 施行日において現に旧実施機関の職員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号の派遣労働者であつて、旧実施機関が所掌する事務事業に従事するもの又は従事していたものを含む。以下この号において同じ。）である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者 二 第一項第二号に掲げる者 三 施行日において現に指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又は施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

新	4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第二号の四に規定する保有個人情報^{（略）}を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 5 及び 6 （略）
旧	4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第二号の四に規定する保有個人情報^{（略）}を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 5 及び 6 （略）

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の分限に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第十号）（第二条関係）

新	旧
（失職の例外） 第八条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わな いものとするができる。 2 （略）	（失職の例外） 第八条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わな いものとすることができる。 2 （略）

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号） （第三条関係）

新	旧
第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員 三 基準日前一か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第二十一条の二 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員 三 基準日前一か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第二十一条の二 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

新	旧
一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合	一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

新	二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合 4 から6まで (略)
旧	二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合 4 から6まで (略)

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号）（第三条関係）

新	旧
（退職手当の支払の差止め） 第十七条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に 対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処 分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭 和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続に よるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その 判決の確定前に退職をしたとき。 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われ ていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。 2から4まで （略） 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手 当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を 受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差 止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな	（退職手当の支払の差止め） 第十七条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に 対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処 分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について 禁錮 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭 和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続に よるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その 判決の確定前に退職をしたとき。 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われ ていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。 2から4まで （略） 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手 当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を 受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差 止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな

新	い。 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合 6から10まで （略） （退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定す
旧	い。 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合 6から10まで （略） （退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第十八条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定す

新	旧
る事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2から6まで （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ	る事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2から6まで （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第十九条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十六条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ

新	第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑以上</u>の刑に処せられたとき。 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に<u>関し定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2から6まで （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第二十一条 （略） 2及び3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し起訴</u>をされた場合において、当該刑事事件に<u>関し拘禁刑以上</u>の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した
旧	第十三条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十一条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十一条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮以上</u>の刑に処せられたとき。 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に<u>関し定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2から6まで （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第二十一条 （略） 2及び3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し起訴</u>をされた場合において、当該刑事事件に<u>関し禁錮以上</u>の刑に処せられた後において第十九条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した

新	ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に<u>関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</u> 5から8まで（略）
旧	ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで（略）

新旧対照表

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和六年 月中央区条例第 号）（附則）

新	旧
附 則 （施行期日） 第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。 （罰則の適用等に関する経過措置） 第二条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。 （人の資格に関する経過措置）	

新	旧
第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 (中央区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第四条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。以下同じ。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第一号の規定による改正後の中央区職員の給与に関する条例第二十一条の二の二第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。 (中央区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第五条 施行日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第二号の規定による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二十一条第四項並びに中央区職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。	

新	(経過措置の規則への委任) 第六条 第四条に定めるもののほか、この条例(第三条第一号の規定による改正に係る部分に限る。)の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て区規則で定める。 2 前条に定めるもののほか、この条例(第三条第二号の規定による改正に係る部分に限る。)の施行に伴い必要な経過措置は、区規則で定める。
旧	